

# 要介護認定の有効期間の延長 (臨時的な取扱い) の終了について

茨木市 健康医療部 長寿介護課



次なる  
茨木へ。

茨木には、次がある。

# 臨時的な取り扱いの終了

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、認定調査など外部の人と面会が困難な場合に、要介護認定及び要支援認定の有効期間を12か月延長する臨時的な取り扱いは、

令和5年3月31日まで

の申請をもって終了します。

※郵送の場合でも3月31日到着分まで



次なる  
茨木へ。

茨木には、次がある。

**重要**

## 「視聴後アンケート」について

今後のより良い運営に活かすため、「視聴後アンケート」の回答に、ご協力よろしく申し上げます。(〳切R5.4.30)



茨木市 健康医療部 長寿介護課

次なる  
茨木へ。  
茨木には、次がある。